

令和5年第10回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月14日(木) 午後1時58分から午後2時10分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員(13人)

	1番	堰合とし
	2番	長根義則
	3番	郷州公典
	4番	浜谷秀雄
	5番	清水頭保孝
	6番	向井成男
	7番	笹山勝彦
	8番	荒道秀雄
	9番	久保雅庸
	10番	中城司
	12番	鹿原仁
会長職務代理者	13番	坂政和
会長	14番	横道文男

4. 欠席委員(1人)

11番 土橋剛

5. 出席農地利用最適化推進委員(8人)

石鉢地区	森正浩
鳥屋部地区	小澤寿子
金山沢地区	小鷹隆男
田代地区	水合達徳
登切地区	荻ノ沢甚哉
赤保内地区	桑原英世
道仏地区	糸坪岩雄
小舟渡地区	平戸三雄

6. 欠席推進委員(1人)

大蛇地区 南まり子

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会  
の許可について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長) 西 山 圭 一

総括主幹 (事務局次長) 森 淳

主 査 十文字 綾 紀

主 事 西 琢 郎

## 9. 総会の概要

事務局	<p>それでは、令和5年第10回農業委員会総会を開催します。 修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。 直れ。 農業委員会憲章を唱和します。</p>
全 員	<p>(農業委員会憲章唱和)</p>
事務局	<p>ご着席ください。</p> <p>はじめに会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>ようやく暑さも落ち着いたような感じですが、まだまだ、昨日、一昨日ですか、三沢で34.9度、そういう記録も出ていますので、まだ、気を緩めることなく、暑さ対策を万全にして、実りの秋を迎えましょう。それとですね、この前の8月24日の三八大会、皆さん多数出席いただきましてありがとうございました。それと、昨日、農業者年金の研修会ありました。青森まで行って研修していただきましてありがとうございます。3名の方、私出席できませんでしたが、御苦労様でした。それとですね、暑さによる色々な障害出ているようで、お米にも例外なく出ているようです。姉は、長苗代で農業をやっていますが、実が細い、白濁粒が多い、胴割れ、いいところが一つもないという話が出ていましたので、一等米の比率は下がるものと思われます。それに野菜やっている方々もいろんな弊害が出ていると思いますが、まず、実りの秋をこれから体調を万全にして迎えましょう。今日の案件は1件ですが、この1件は別段面積撤廃の後の、小規模の第1号となります。ですから、この案件は注目しようと思っていますので、皆様、慎重審議をお願いします。以上で私のあいさつとします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、階上町農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長になることとなっておりますので、横道会長よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員8名です。</p> <p>農業委員の数が過半数に達していますので、令和5年第10回階上町農業委員会総会を開催します。</p>

<p>議 長</p>	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、3番 郷州委員、4番 浜谷委員を指名します。</p> <p>日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は、本日1日と決定します。</p> <p>日程第3 議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第24号について朗読いたします。1ページをご覧ください。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、議案第24号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号7は、譲渡人所有の農地について、譲受人に贈与するもので、昨年譲渡人が当農地を相続しましたが、今後農業に従事する意志は無く、このまま放置すると荒廃が進むことから、今後のこの農地の管理を、譲受人へ贈与し、ブルーベリーを作付ける予定となっております。</p> <p>譲受人は、新規就農となりますが、義母及び妻はブルーベリーの栽培経験もあり、一緒に全面積を使った生産を行い、生産量100kg、全て自家消費の計画をたてております。以上のことから農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。</p> <p>令和5年3月までは農地を取得するには一定の面積以上を経営する必要がありましたが、令和5年4月以降の許可から廃止されました。</p> <p>農地を取得する条件として、資産保有目的、投機目的等の農地取得、農地の一部のみ耕作の事業を行う場合や条件が類似している農地の生産性と比較して著しく劣ると認められる場合は認められません。また、自家消費を目的とした場合であっても許可することはできます。</p>

	<p>蛇沼さんは新規就農ではありますが、農地の全体利用及び生産計画についても地域の平均単収で計画されていますので問題ないと思われます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の森推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8月30日 午後1時15分から横道会長、郷州委員、森事務局次長、西事務局員、譲受人、譲渡人、山舘事務所の中城測量士さんと自分の7名で確認いたしました。詳細については、事務局の説明のとおりでございますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>無いようですので採決します。議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年第10回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。</p> <p>礼。 直れ。 ご着席ください。</p> <p>令和5年9月14日</p>

議事録署名者 議長 横道 文男

3番 郷州 公典

4番 浜谷 秀雄